

令和元年 12 月 18 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第 110 条の規定により 12 月 9 日に委員会を開催し、慎重な審査を行った要旨について報告します。

記

第 79 号議案 古賀市介護予防支援センターの指定管理者の指定について

古賀市介護予防支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の公募について、申請は豊資会のみであった。
2. 指定管理の期間が 5 年から 3 年に変更になった理由は、古賀市公共施設等総合管理計画と、自宅から身近な場所における介護予防に力を入れるとの方向に国の施策が転換されたことによるものである。指定管理の期間のほかに指定管理者募集条件の変更点はない。
3. 指定管理者募集要項には、3 年後に廃止を検討していると記載。
4. 指定管理者選定委員の評価にかなりの差があるが、見る立場からの違いである。サービス向上や経費削減の取り組みについてもこれまでと変わらない提案であり平均的な評価である。
5. 指定管理期間が 5 年から 3 年になったことで新たな企画や提案はなかったが、これまでの実績でもサービス向上など計画になかったことを加味してきている。
6. 指定管理者選定委員は、施設所管課からの施設の現況や今後の考え方の説明、豊資会へのヒアリングにより現状を把握して評価している。
7. 指定管理後については、利用者に対し地域で活動できる場を紹介しながらより身近な集いの場での介護予防へスムーズに移行できるように考えている。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。